



2026年6月12日

各 位

会社名 ENECHANGE 株式会社

代表者名 代表取締役 CEO 丸岡 智也

(コード番号：4169 東証グロース)

問合せ先 執行役員 CFO 篠原 雄一郎

(TEL 03-6635-1021)

証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告についてのお知らせ

当社は、2024年11月13日付「(訂正)「2023年12月期第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」の一部訂正及び2023年12月期第3四半期報告書の訂正報告書の提出に関するお知らせ」でお知らせしましたとおり、同日付で過年度の四半期報告書の訂正報告書を提出いたしました。

本日、以下の報告書等に関し、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、当社に対する9,149万円の課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った旨の公表がなされましたので、お知らせいたします。

当社はこの度、証券取引等監視委員会から上記勧告が行われたことを真摯に受け止め、金融庁から正式な通知を受領次第、対応について検討し、決定次第改めてお知らせする予定です。

株主、投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様には多大なるご迷惑とご心配をお掛けいたしておりますことを、深くお詫び申し上げます。

記

1. 課徴金納付命令の勧告の対象となった報告書等

(1) 四半期報告書

第9期 第3四半期(自 2023年7月1日 至 2023年9月30日)

(2) 有価証券届出書

2024年2月9日提出の有価証券届出書

2. 今後の見通し

課徴金92百万円のうち、2024年7月9日付け「営業外費用及び特別損失の計上に関するお知らせ」開示のとおり、すでに185百万円を2023年12月期において決算訂正費用に係る引当金として計上済みです。その後、課徴金の減額に係る報告書を提出したことに伴い、2025年3月期第3四半期において引当金の半額である92百万円を取り崩しております。

今般の勧告額と引当金残高92百万円との差額1百万円につきましては、2027年3月期第1四半期に特別利益として計上する予定です。

なお、当該損益計上が業績予想に与える影響につきましては、金融庁から正式な通知を受領後、必要があれば速やかに開示いたします。

以 上